山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、無形民俗文化財を保存し、その継承を図るため、無形民俗文化財の保存事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「無形民俗文化財」とは、国、県、市町村のいずれかの指定を受けている無形民俗文化財、山梨県文化財保護審議会無形文化財及び民俗文化財部会(以下「部会」という。)による「令和6年度山梨県民俗芸能現況調査報告書」の山梨県市町村別民俗芸能一覧(以下「一覧」という。)に記載された無形民俗文化財、または部会が一覧に記載することが相当と認める無形民俗文化財をいう。

(補助事業者)

- 第3条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は次のとおりとする。
 - 一 無形民俗文化財の保存に取り組む団体であって、知事が適当と認めるもの。
 - 二 無形民俗文化財を披露することを目的としたイベントを開催する個人又は団体。ただし、団体にあっては、次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 法人格を有し、かつ、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人 等
 - (イ)会社及び会社に準ずる営利法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限 会社、企業組合・協業組合)
 - (ウ) 特定非営利活動法人
 - イ 法人格を有しない者(権利能力なき社団)であって、次の(ア)から(ウ)までの全てに ついて明記されている定款又は定款に類する規約等を有するもの
 - (ア) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - (イ) 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。
 - (ウ) 団体活動の本拠としての事務所を有すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者から除く。
 - 一暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - 二 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - 三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

- 四 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- 五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記一から五までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(補助額)

第4条 補助額は次条に定める補助対象経費の合計額から入場料その他の収入を控除した額とする。 ただし、一補助事業者当たり50万円を限度とする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助対象経費は、次のとおりとする。
 - 一 用具の補修・更新・新調に要する経費
 - 二 記録作成に要する経費
 - 三 披露イベント開催に要する経費
 - 四 情報発信に要する経費
 - 五 その他無形民俗文化財の保存・継承のため知事が必要と認める事業に要する経費

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助金交付申請書(様式第1)に次の各号に掲げる書類を添え、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
 - 一 事業計画書
 - 二 補助事業に係る収支予算書
 - 三 補助事業の内容が分かる書類
 - 四 補助事業団体の活動状況が分かる書類
 - 五 その他知事が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、消費税法(昭和63年法律第108号)上の課税事業者(個人事業者又は法人)である場合は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付

決定を行い、交付決定通知書(様式第2)によりその結果を補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、第6条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- 3 知事は、第6条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税 等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して 交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

- 第8条 規則第6条の規定による補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、計画変更 承認申請書(様式第3)により、知事の承認を受けること。

ただし、補助事業に要する経費の区分ごとに配分された額の相互間におけるいずれか低い方の額の20%以内の変更又は当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であって、補助金の額の増額を伴わないものはこの限りではない。

- 二 補助事業を中止、又は廃止する場合においては、事業中止(廃止)承認申請書(様式第4) により、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期日内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- 四 補助事業者は、補助事業により取得し、又は、効用の増加した財産及び補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具(以下「取得財産等」という。) については、別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- 五 補助事業者は、前号の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書(様式第8)を知事 に提出し、その承認をうけなければならないこと。
- 六 補助事業者は、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合に は、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に返還しなければならないこと。
- 七 その他補助事業の交付の目的を達成するために必要と認める事項。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、事業完了後、検査のうえ交付する。

ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いをすることができる。

2 概算払いを受けようとする者は、概算払請求書(様式第5)により請求するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告書(様式第6)には、次の各号に掲げる書類を添えて、

補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に報告をしなければならない。

- 一 事業実施明細書
- 二補助事業に係る収支精算書
- 三 補助事業の経過又は成果を証する写真
- 四 その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、消費税法上の課税事業者(個人事業者又は法人)である場合は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第11条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第7)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助 金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第12条 補助事業者が消費税法上の課税事業者(個人事業者又は法人)である場合は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第9)により速やかに、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ず るものとする。

(書類の提出)

第 13 条 この要綱に定める書類は、無形民俗文化財の所在する市町村教育委員会を経由し、知事あて提出すること。

(書類の保管)

- 第14条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から 起算して5年間、 整備保管しておかなければならない。
- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第8条第4項で定める財

産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

附則

- 1 この要綱は、令和7年10月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

山梨県知事 殿

申 請 者 所 在 地 氏 名

印

令和 年度山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付申請書

令和 年度山梨県無形民俗文化財継承支援事業について、補助金の交付を受けたいので、 山梨県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 文化財の名称及び指定年月日
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の経費の配分

主たる事業費金円その他の経費金円計金円

- 4 補助事業の経費の使用方法
- 5 補助事業の着手及び予定期間

着 手 令和 年 月 日 完 了 令和 年 月 日

- 6 交付を受けようとする補助金の額
- 7 その他参考となるべき事項

(申請者) 殿

山梨県知事

令和 年度山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付決定通知書

令○年○月○日付けで申請のあった山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

1 補助金の交付の対象となる事業は、○○年○月○日付けで申請のあった○○○事業とし、 その内容は交付申請書記載のとおりとする。

円

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費

補助金の交付決定額 円

- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、○○年○月○日から○○年○月○日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
- (1)補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
- ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分 の変更
- イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
- (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3)補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、 交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
- (1)次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2)補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3)交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4)補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 8 補助事業が完了した日 (廃止の承認を受けた場合はその承認の日)から起算して一箇月を 経過した日又は〇〇年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して知事が別に定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

山梨県知事 殿

申請者所在地氏

印

計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた下記事業について、別紙のとおり計画を変更したいので、承認くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業費
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容
- 5 変更により増(減)額 すべき県補助金の額
- (注)変更前、変更後を2段書にした事業計画書(設計書)を添付すること。

山梨県知事 殿

 申 請 者

 所 在 地

 氏 名
 印

事業中止 (廃止) 承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた下記事業について、下記の理由 により補助事業を中止 (廃止) したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助事業を中止又は廃止する理由

山梨県知事 殿

申 請 者 所 在 地 氏

钔

令和 年度山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた事業の補助金について、次のと おり概算払いの請求をします。

記

- 1 事業名
- 2 概算払請求額

金

円

3 内訳

r	1,14/								
	補助金交付	既概算	差引額	今回概算	備考				
	決定額 ①	交付額 ②	1-2=3	請求額 ④					

- 4 概算払い請求の理由
- 5 支払いの方法 口座振替 振替先銀行名

預金種別(当座・普通)

口 座 名

No.

山梨県知事 殿

申請者所在地氏

印

令和 年度山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました山梨県無形民俗文化財継承支援事業の実績について、山梨県補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の実施期間

 令和
 年
 月
 日
 着手

 令和
 年
 月
 日
 完了

- 3 補助事業の実施方法
- 4 補助金の交付決定額とその精算額

 交付決定額
 円

 精 算 額
 円

 不 用 額
 円

- 5 添 付 資 料
 - (1) 補助事業収支精算書
 - (2) 実施仕様書及び実施設計書(事業の性質上、これらの書類を添付しがたい場合は、事業実施明細書)
 - (3) 補助事業の経過又は成果を証する写真
 - (4) その他

第号令和年月

(申請者) 殿

山梨県知事

令和 年度山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金額の確定通知書

山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

 確定額
 円

 概算払済み額
 円

 精算払額
 円

 返納額
 円

山梨県知事 殿

申請者所在地氏

印

財 産 処 分 承 認 申 請 書

令和 年度山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱第8条第5号に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

(様式第9)

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

山梨県知事 殿

 補助事業者

 所 在 地

 氏 名

印

令和 年度山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金 に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、山梨県無形民俗文化財継承事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金額(山梨県補助金等交付規則第13条の規定による額の確定額)

円

3 補助金の確定時における補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

5 補助金返還相当額(4-3)

円